

【給与・定員管理等について】

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率	
					(B/A)	(参考) 24年度
25年度	人 49,890	千円 18,269,768	千円 854,509	千円 2,666,108	% 14.59	% 14.98

注1:「人件費」とは、職員に支給される給料や各種手当のほか、共済費(民間の社会保険料事業主負担に相当するもの)、特別職の給与・議員の報酬等や退職手当組合負担金等を含む費用の合計をいう。

注2:「実質収支」とは、形式収支(歳入総額-歳出総額)から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額をいう。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費				平均一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
25年度	352人	千円 1,261,207	千円 181,103	千円 458,412	千円 1,900,722	千円 5,400

注1:「職員数」は、平成25年4月1日現在の人数である。

注2:「給与費」とは、職員に支給する給与の総額をいう。

注3:「職員手当」には退職手当は含まない。

(3) 特記事項

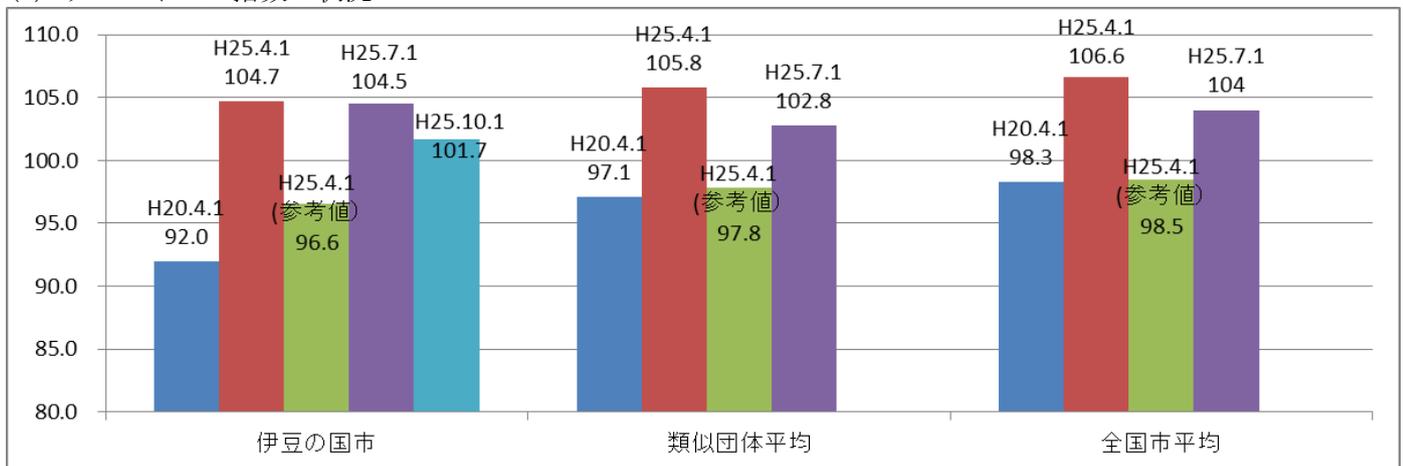
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間	
施行済	平成25年10月1日から平成26年3月31日	
減額措置の内容		
(給料)	(ラスパイレス指数)	
部長・課長級・調整官	4%	H25.4.1 104.7
主幹・副主幹級	3%	H25.4.1 (参考値) 96.6
主事～主査級・技能労務職	2%	H25.10.1 101.7

(その他)

- ・市長は10%、副市長及び教育長は7%の減額支給措置を同期間実施している。
- ・本資料における給料は、給料減額措置前の平成25年4月1日時点の数値である。

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成26年4月1日現在）

（円）

行政職給料表（甲）	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	359,900	393,300	411,000	427,800	458,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊豆の国市	44.1歳	335,993円	400,419円	365,869円
静岡県	42.6歳	340,024円	437,474円	374,184円
国	43.5歳	335,000円 (332,446円)	408,472円	408,472円 (405,463円)

※（ ）内は、給与改定特例法による減額前の額

② 技能労務職

区分	公務員			民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 A	対応する職種	平均年齢	平均給与月額 B	
伊豆の国市	56.5歳	267,500円	275,944円	—	—	—	—
清掃職員	59.9歳	307,600円	342,100円	—	—	—	—
給食調理員	—	—	—	—	—	—	—
その他	55.9歳	262,500円	272,700円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員C	民間D	C/D
伊豆の国市	4,367,953円	—	—
清掃職員	5,320,220円	—	—
給食調理員	—	—	—
その他	4,309,275円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の平均)

※賃金構造基本統計調査における労働者とは、労働基準法第9条にいう労働者をいい、臨時労働者(常用労働者に該当しない日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われる労働者のうち、4月又は5月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下の労働者)が含まれている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③ 教育職（幼稚園教諭）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊豆の国市	35.1 歳	262,932 円	274,881 円	274,881 円

注 1: 「一般行政職」とは、教育職等の専門職及び技能労務職以外の職員のことである。

注 2: 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

注 3: 「平均給与月額」とは、給料月額及び職員手当(時間外勤務手当・特殊勤務手当等で、期末・勤勉手当を除く)の合計である。

注 4: 「平均給与月額(国ベース)」とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		伊豆の国市	静 岡 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	180,158 円	163,987(172,200)円
	高校卒	140,100 円	145,598 円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	141,900 円	142,978 円	—
	中学卒	129,200 円	130,181 円	—
教 育 職 (幼稚園教諭)	大学卒	172,200 円	—	—
	高校卒	—	—	—

※ () 内は、給与改定特例法による措置がないとした場合の額(減額前)の額

(3) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	254,983 円	316,840 円	360,443 円
	短大卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—
技能労務職	短大卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—
教 育 職 (幼稚園教諭)	大学卒	—	—	—
	短大卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

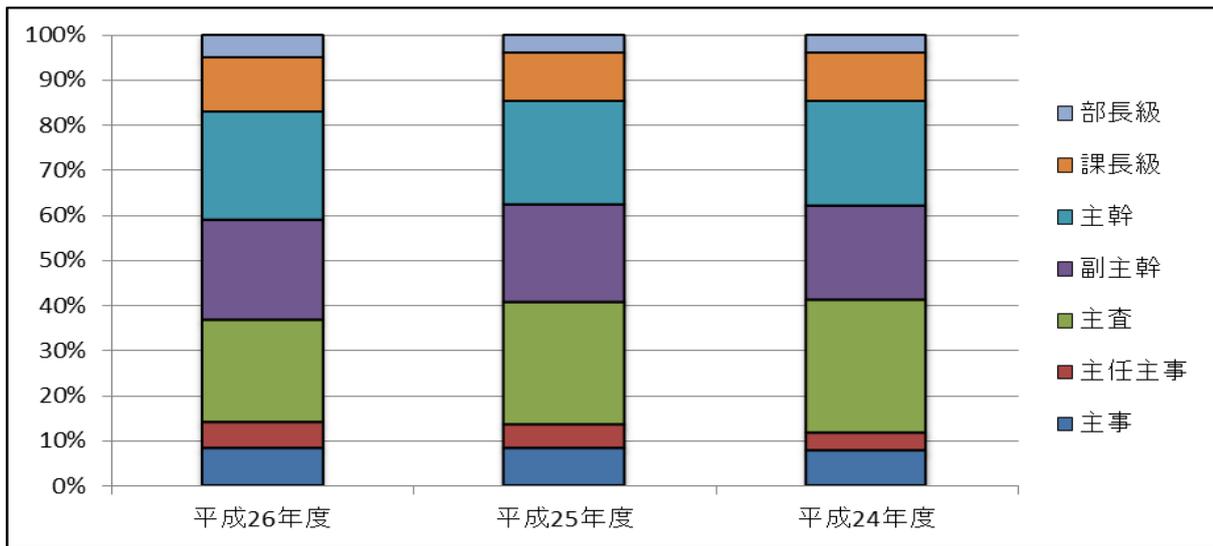
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	21 人	8.1 %
2 級	主任主事	15 人	5.8 %
3 級	主査	59 人	22.8 %
4 級	副主幹	58 人	22.4 %
5 級	主幹、副参事ほか	62 人	23.9 %
6 級	課長、参事ほか	31 人	12.0 %
7 級	部長、参与ほか	13 人	5.0 %
計		259 人	100.0 %

注 1: 上記表は「職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による行政職給料表(甲)の職員数である。

注 2: 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の職務内容別職員数の状況



5 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当の状況

区 分	伊豆の国市	静岡県	国
平成25年度1人当たり平均支給額	1,322千円	1,548千円	—
平成25年度支給割合	期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分	同左	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	・役職加算 5～15%	・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(2) 退職手当の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	伊豆の国市		国	
	自己都合	定年	自己都合	定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	32.83月分	38.955月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	46.55月分	55.86月分
最高限度	52.44月分	52.44月分	55.86月分	55.86月分
一人当たり平均支給額	2,488千円	21,910千円	—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置として、3～45%加算			

注:退職手当の一人当たりの平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	525千円
支給職員一人当たり平均支給年額(25年度普通会計決算)	175,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	0.85%

手当の種類	支給を受ける者の範囲	支給額
防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その防疫作業に従事する職員	1日につき 600円
行旅病人等取扱 従事手当	行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律93号)の規定により行旅病人等を取り扱う業務及びこれに準ずる業務に従事する職員	1件につき 2,000円
行旅死亡人等取扱 従事手当	行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により行旅死亡人等を取り扱う業務及びこれに準ずる業務に従事する職員	1件につき 5,000円
じんかい処理手当	廃棄物の収集、運搬又は処分をする業務に直接従事する職員	1日につき 1,000円
火葬業務手当	火葬場において火葬を行う業務に従事する職員	1日につき 2,000円

(4) 時間外勤務手当(平成23・24年度普通会計決算)

25年度	支給総額	74,326千円
	職員一人当たりの支給年額	244千円
24年度	支給総額	65,366千円
	職員一人当たりの支給年額	186千円

注:休日勤務手当を含む。

(5) その他の手当(平成26年4月1日現在)

○内容及び支給単価

手当名	内 容	支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する ・配偶者 ・配偶者以外の扶養親族一人につき ・配偶者がいない場合の扶養親族のうち一人 ・満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子一人につき	13,000円 6,500円 11,000円 加算5,000円
住居手当	<借家・借間に居住する場合> 支給対象者…自らが借り受け月額12,000円を超える家賃・間代を支払っている職員	限度額27,000円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員に支給する(片道2km未満を除く) <交通機関等利用者の場合> <交通用具利用者の場合> 通勤距離による	実費 2,000円～31,600円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給する	給料月額10%～15%
宿日直手当	日直勤務を命じられた職員に支給する	4,200円/回

○支給実績及び支給職員一人当たり平均支給年額(平成25年度普通会計決算)

手当名	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員一人当たり平均支給年額
扶養手当	同	—	34,459千円	222,316円
住居手当	同	—	13,918千円	296,128円
通勤手当	同	—	13,558千円	45,344円
管理職手当	異	支給率	33,977千円	617,764円
宿日直手当	異	支給額	2,484千円	10,943円

6 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

		給料月額	期末手当の 支給割合	退職手当		
				算定方式	1期の手当額	支給時期
給 料	市長	800,000円	6月期 1.90月分 12月期 2.05月分	給料月額×在職年数× 500/100	16,000,000円	任期ごと
	副市長	660,000円	6月期 1.90月分 12月期 2.05月分	給料月額×在職年数× 300/100	7,920,000円	任期ごと
	教育長	600,000円	6月期 1.90月分 12月期 2.05月分	給料月額×在職年数× 220/100	5,280,000円	任期ごと
報 酬	議長	363,000円	6月期 1.70月分 12月期 1.85月分	—	—	—
	副議長	324,000円	6月期 1.70月分 12月期 1.85月分	—	—	—
	議員	300,000円	6月期 1.70月分 12月期 1.85月分	—	—	—

注:退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

単位:人

部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			26年	25年		
普通会計	一般行政部門	議会	4	5	△1	業務分離のため
		総務	107	98	9	業務増加のため
		税務	19	21	△2	業務統合のため
		農林水産	8	7	1	業務増加のため
		商工	7	8	△1	業務統合のため
		土木	22	25	△3	業務統合のため
		民生	66	72	△6	業務統合・退職者不補充のため
		衛生	37	35	2	業務充実のため
		小計	270	271	△1	
	教育部門	78	78	0		
小計	348	349	△1			
公営企業	水道	8	7	1	業務充実のため	
	下水道	5	5	0		
	その他	19	19	0		
	小計	32	31	1		
総合計			380 [432]	380 [432]	0 —	

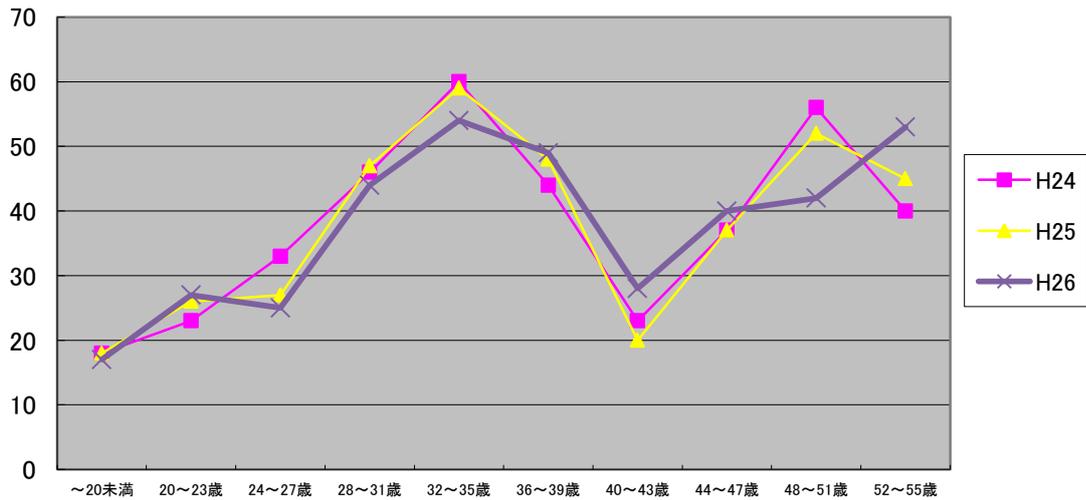
注1:平成25年地方公共団体定員管理調査による。

注2:「普通会計」とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計である。

注3:職員数は一般職(教育長含む)に属する職員数である。

注4:[]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(各年4月1日現在)



単位:人

年齢 年度	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~	合計
26	1	17	27	25	44	54	49	28	40	42	53	380
25	1	18	26	27	47	59	48	20	37	52	45	380
24	1	18	23	33	46	60	44	23	37	56	40	381

注:教育長は除く。

(3) 職員数の推移

	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	270	264	261	262	271	270	0 (0%)
教育	90	90	91	87	78	78	△12 (13.3%)
普通会計計	360	354	352	349	349	348	△12 (△3.3%)
公営企業等会計計	32	32	32	32	31	32	0 (0%)
総合計	392	386	384	381	380	380	△12 (△3.1%)

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	533,916	117,819	46,133	8.6	12.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	7人	千円 26,810	千円 4,091	千円 9,662	千円 40,563	千円 5,795

注1:「職員数」は、平成25年3月31日現在の人数である。

注2:「給与費」とは、職員に支給する給与の総額をいう。

注3:「職員手当」には退職手当は含まない。

② 職員の基本給、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均給与月額
伊豆の国市	39.1歳	310,857円	357,243円

注:平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含まない。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

一般行政部門の制度と同じである。

一人当たり平均支給額(平成25年度)は、1,380千円である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

一般行政部門の制度と同じである。

平成25年度は、退職者はいない。

ウ 時間外勤務手当(平成24・25年度決算)

25年度	支給総額	1,927千円
	職員一人当たりの支給年額	275千円
24年度	支給総額	2,374千円
	職員一人当たりの支給年額	264千円

注:休日勤務手当を含む。

エ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	一般行政職の制度との異同 (内容・支給金額)	25年度決算	
		支給実績	支給職員一人当たり 平均支給年額
扶養手当	同	504千円	16,800円
住居手当	同	513千円	256,500円
通勤手当	同	326千円	46,629円
管理職手当	同	641千円	641,472円